

重 要 事 項 説 明 書

1 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行ないます。

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることなく公正中立に行います。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとします。

2 事業の内容

事業所名	誠心園居宅介護支援事業所
所在地	広島県江田島市江田島町宮ノ原3丁目20-1
事業者指定番号	広島県3473100372号
管理者・連絡先	中常 久美 広島県江田島市江田島町宮ノ原3丁目20-1 0823-42-5252
サービス提供地域	江田島市江田島町

(2) 事業所の従業員体制等

業務内容	常勤(兼務)	非常勤(専従)	合計
管理者・管理・運営全般(主任介護支援専門員)	1名		1名
		常勤(専従)	
主任介護支援専門員	3名		3名
介護支援専門員・居宅介護支援に関する業務			

(3) 営業日及び営業時間

月～金曜日 8:00～17:00
12月31日・1月1、2日を除く

3 サービスの内容

- ①居宅サービスの計画作成
- ②居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③サービス実施状況の評価
- ④利用者状態の把握

- ⑤給付管理
- ⑥要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦相談業務

4 (指定居宅介護支援サービスの提供手順)

- 1・利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室、利用者自宅、その他
- 2・使用する課題分析票の種類 三団体ケアプラン策定研究会方式
- 3・サービス担当者会議の開設場所 事業所の会議室、自宅、オンライン、その他
- 4・介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/月(テレビ電話等活用した場合は1回/2ヵ月)

5 利用料金

(1)基本料金

要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

※利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額(1か月あたり)をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、江田島市の窓口へ提出することで、全額払い戻しを受けられます。又、看取り期におけるサービス利用前の相談調整に係る評価として、本人がサービス利用実績がないまま亡くなられた場合であっても、算定要件を満たせば居宅介護支援費算定可能となります。

居宅介護支援費	要介護1又は2	10,860円
	要介護3、4又は5	14,110円
	特定事業所加算(Ⅱ)	4,210円

(2)加算料金等

初回加算	300単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位
退院・退所加算 (Ⅰ)	
カンファレンス参加	600単位
カンファレンス不参加	450単位
通院時情報連携加算	50単位

*これ以外の場合は連携回数やカンファレンス参加の有無により、所定の料金を算定します。

6 虐待防止に関する対策

事業者は、利用者の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、対策を検討する委員会を設置し、定期的開催してまいります。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定します。事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行ってまいります。

8 衛生管理

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、おおむね6月に1回以上開催していきます。

9 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10 人権擁護

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行ないます。また、事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

11 情報公開

ご希望に応じて、施設の事業計画、財務諸表等閲覧できます。

12 緊急時及び事故発生時の対応

- ① お客様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、お客様のご家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、当該事故の状況及び事故に際してとった措置について記録します。
- ② 事故発生後は、事故の起こった要因を十分に検討し原因解明を行い、再発防止に努めます。

13 相談窓口・苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様相談コーナー	電話番号	0823-42-0505
	fax番号	0823-42-0506
	特別養護老人ホーム	誠心園
	責任者	兼池 麻子
	受付担当者	介護支援専門員 中常 久美
	対応時間	8:00~17:00

注)苦情対応の基本手順

- ①苦情の受付 ②苦情内容の確認 ③苦情解決責任者への報告
- ④苦情解決に向けた対応の実施 ⑤原因究明 ⑥再発防止・改善の措置
- ⑦苦情解決責任者への最終報告

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

江田島市福祉保健部 高齢介護課 相談窓口	所在地 広島県江田島市大柿町大原505番地 電話番号 0823-43-1651 fax番号 0823-57-4432 対応時間 8:30~17:15(月)~(金)
広島県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	所在地 広島市中区東白島19-49 電話番号 082-554-0783 fax番号 082-511-9126 利用時間 8:30~17:15(月)~(金)

令和 年 月 日

居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し、交付しました。

事業者 所在地 広島県江田島市江田島町宮ノ原3丁目20-1
事業者名 誠心園居宅介護支援事業所

説明者 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け同意しました。

利用者 住所 江田島市江田島町 _____

氏名 _____
代理人又は立会人

住所 _____

氏名 _____

御家族

住所 _____

氏名 _____